

## 令和 8 年度資格審査基準

建設業者の等級付けについては次のとおりとする。

### 1 対象業者

市内業者（福知山市内に本社、本店または支店、営業所を有する者）とする。

※資格有効期間は 1 年度とする。

### 2 等級

A1、A、B、C の 4 区分とする。

### 3 等級付け

#### （1）基準点の設定

すべての工事種別において、次の基準点を設ける。

注）土木一式・建築一式・電気については客観点（経審の業種別総合点）に主観点を加えた総合点で等級付けする。

その他の工事種別については、客観点＝総合点で等級付けする。

工事種別	A1 等級	A 等級	B 等級	C 等級
土木一式	900 点以上	800 点以上	中間点	599 点以下
建築一式	900 点以上	750 点以上	中間点	649 点以下
舗装 管 電気	-	750 点以上	中間点	629 点以下
水道施設	-	750 点以上	中間点	669 点以下
その他	-	690 点以上	中間点	570 点以下

#### （2）その他

新規業者

新規申請年度を含む 2 年間は、最下位の等級に位置づける。3 年目からは、該当ランクの等級に位置づける。**ただし、年度途中で市内に支店、営業所を開設した者は、翌年度から 2 年間は最下位の等級に位置づける。**